

〔新撰姓氏錄左京諸蕃〕和藥使主

出自吳國主照淵孫智聰也。欽明天皇御世，隨使大伴佐比古持，內外典藥書明堂圖等百六十四卷，佛像一軀，伎樂調度一具等入朝。男善那使主，孝德天皇御世，依獻牛乳，賜姓和藥使主。奉度本方書一百卅卷，明堂圖一卷，藥臼一，及伎樂一具，今在大寺也。

〔日本書紀二十五〕白雉五年七月丁酉，西海使吉士長丹等共百濟新羅遣使泊于筑紫，是月褒美西海使等奉對唐國天子，多得文書寶物，授小山上大使吉士長丹，以小華下，賜封二百戶，賜姓爲吳氏。

〔日本書紀二十七〕八年十月乙卯，天皇幸藤原內大臣足家，親問所患。庚申，天皇遣東宮大皇弟大人於藤原內大臣家，授大織冠與大臣位，仍賜姓爲藤原氏。自此以後，通曰藤原大臣。辛酉，藤原內大臣薨。

臣薨

〔藤原家傳上〕即位二年智冬十月，稍纏沈痾，遂至大漸，帝臨私第，親問所患。略中，即時還宮，遣東宮皇

太弟就其家，詔曰：「邈思前代執政之臣，時々世々，非一二耳，而計勞校能，不足比公，非但朕寵汝身而已。後嗣帝王，實惠汝子孫，不忘不遺，廣厚酬答，頃聞病重，朕意彌軫，作汝可得之任，仍授大織冠，以任內大臣，改姓爲藤原朝臣。」

臣改姓爲藤原朝臣

〔古事記傳十五〕此より前に、中臣連大島とありし人を、此後には藤原朝臣大島とあれば、朝臣姓

を賜ひし時に、此等も藤原になれるにや、但し持統紀には、又中臣大島朝臣とあり、此人は、糠手

の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらなほ中臣朝臣と云は

始のほごは、たゞ稱號と云物の如くにて、正しく姓にも非りけむ、故になほ中臣朝臣と云は

なるべし、若し然らずは、文武天皇の御世、朝臣の加婆禰を賜ふ處に、かならず藤原とあるべ

きことなるに、たゞ中臣連とのみありて、別に藤原は見えず、然るを其時より後は、藤原朝臣と

も云るを以て見れば、なほ中臣朝臣にて、藤原は別號の如くなりしと聞ゆ。

〔續日本紀一文〕三年正月癸未，詔授內藥官桑原加都直廣肆，賜姓連，賞勤公也。

〔續日本紀十〕天平勝寶二年三月戊戌，駿河國守從五位下檜原造東人等，於部內廬原郡多胡浦濱